

平成十九年二月六日受領  
答 弁 第 五 号

内閣衆質一六六第五号

平成十九年二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員による投票偽造問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員による投票偽造問題に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の報道については承知している。

二から四までについて

平成十五年十一月に行われた衆議院議員総選挙に関し、中東地域所在の大使館における在外選挙（以下「本件在外選挙」という。）の実施に当たって不適切な事務処理が行われていたことについて、平成十七年に外務本省に対して通報があった。外務省においては、この通報を受けて調査を行い、平成十八年十二月二十六日、当時の領事担当らに対して減給三月間（俸給の月額の十分の一）の処分（以下「本件処分」という。）等を行い、同日、記者クラブに資料を配付し、本件処分等を公表した。

五について

本件処分に係る処分説明書には、処分の理由として、本件在外選挙において、関連法令に定められた事務を適切に処理しなかったことが記載されている。

六について

外務省としては、本件処分に関する判断は、妥当であったと考える。